○経済産業省令第四十六号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第二条第二項並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二十九の二第三項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八項（同法第二十七条の二十九の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　電気事業	第二章　電気事業
第一節～第四節　（略）	第一節～第四節　（略）
第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一の五）	第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）
第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の六―第四十五条の二十一の十一）	第五節の二　特定卸供給事業（第四十五条の二十一の二―第四十五条の二十一の七）
第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の十二―第四十五条の二十一の十四）	第五節の三　賠償負担金の回収等（第四十五条の二十一の八―第四十五条の二十一の十）
第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十五―第四十五条の二十一の十七）	第五節の四　廃炉円滑化負担金の回収等（第四十五条の二十一の十一―第四十五条の二十一の十三）
第六節～第八節　（略）	第六節～第八節　（略）
第二章の二～第六章　（略）	第二章の二～第六章　（略）
附則	附則
第十七条の五　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。	**第十七条の五**　法第十七条の二第五項第一号イの需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
一　（略）	一　（略）
二　第四十五条の二十一の十四第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき賠償負担金の額等の通知又は通知した事項の変更	二　第四十五条の二十一の十第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき賠償負担金の額等の通知又は通知した事項の変更
三　第四十五条の二十一の十七第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知又は通知した事項の変更	三　第四十五条の二十一の十三第一項第一号、第二号又は第四号に規定する回収すべき廃炉円滑化負担金の額等の通知又は通知した事項の変更
四～七　（略）	四～七　（略）
（運転期間の延長の認可申請）	（新設）
第四十五条の二十一の二　法第二十七条の二十九の二第三項（同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の申請書は、様式第三十一の二十一の二によるものとする。	
2　法第二十七条の二十九の二第三項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	
一　申請発電用原子炉の使用の目的を説明する書類	
二　法第二十七条の二十九の二第四項第二号及び第四号に掲げる基準に適合することを証明する書類	
三　延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあっては、申請発電用原子炉の運転を停止した期間（法第二十七条の二十九の二第四項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。）ごとに、停止の理由を証明する書類	